

第3章 教育研究組織

中期目標

本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために適切な教育研究組織を設置するとともに、社会の要請に応え教育研究組織の一層の充実・発展を図る。

また本学は、平成30年度に初めて東京地域以外に、地域に根ざした医療専門職を育成するため和歌山看護学部及び千葉看護学部を新設する。

これに伴い、大学における看護師養成数について全国的に大規模校となるが、それぞれの学部の教育目的・教育目標における独自性を発揮し先進的な取組を積極的に推進していく。この取組において、我が国の大学における看護師養成教育の充実・発展に寄与する。

中期計画

【5】本学の建学の精神、理念・目的の実現、社会の要請に対応するために適切な教育研究組織等を整備していく。また教育研究組織の適切性及び整備状況について、定期的に自己点検・評価による検証及び外部有識者による評価を実施するとともにその結果を踏まえ教育研究組織の整備・充実を図る。

①医療保健学部、大学院医療保健学研究科

NTT 東日本関東病院との連携協力により、医療保健学部（看護学科、医療栄養学科、医療情報学科）及び大学院医療保健学研究科修士課程・博士課程において設置の趣旨を十分活かし実践的な教育研究を着実に行うとともに、教育研究体制の整備・充実を図る。

②東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科

独立行政法人国立病院機構との連携協力により、東が丘・立川看護学部及び大学院看護学研究科修士課程・博士課程において設置の趣旨を十分活かし教育研究を着実に履行するとともに、国立病院機構との連携協力を一層強化し教育研究体制の整備・充実を図る。

③和歌山看護学部（平成30年度開設）

和歌山県、和歌山市及び日本赤十字社和歌山医療センターとの連携協力により、和歌山看護学部において設置の趣旨を十分活かし教育研究を着実に履行するとともに、和歌山県、和歌山市及び日本赤十字社和歌山医療センターとの連携協力を一層強化し教育研究体制の整備・充実を図る。

④千葉看護学部（平成30年度開設）

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）との連携協力により、千葉看護学部において設置の趣旨を十分活かし教育研究を着実に履行するとともに、JCHOとの連携協力を一層強化し教育研究体制の整備・充実を図る。

⑤各看護学科の独自性を踏まえた教育研究の先進的な取組

平成30年度に看護師養成教育を4学部（医療保健学部、東が丘・立川看護学部、和歌山看護学部、千葉看護学部）で実施する体制となるが、それぞれ教育目的・教育目標に基づく独自性を活かしつつ、対話と連携を図り、相互に刺激し合い切磋琢磨して行く中で、多様性を尊重し本学の強み・特色を発揮しつつ教育研究を高度化し先進的

な取組を推進していく。この取組において、我が国の大学における看護師養成教育の充実・発展に寄与していく。

⑥国際的通用性の高い教育研究の組織的な推進

本学の建学の精神及び教育理念に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため「国際交流に関する基本方針」により国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

具体的には、国内外において医療の国際化や多様性が進む中、海外先進国のチーム医療や地域医療における実践的な学びを通して、高度な専門性等を養う教育研究を推進する。

- ・国際交流センターにおいて、以下の取組を推進する。
 - ・学生及び教職員を海外実習や海外研修・学会等に派遣
 - ・国際交流協定を締結し海外大学等から留学生・教職員を受入
 - ・国際共同研究プロジェクトへの参画
- ・感染制御学教育研究センターにおいて、医療現場の地球規模で関心となっている感染の制御に関わる教育研究の充実・発展を図るため、基礎・応用研究を行い国内外の感染制御に貢献するとともに、感染制御を目指した新たな学問拠点の形成を図る。さらに大学院の教育研究において医療現場等の感染制御関連分野で活躍する人材の育成を図る。

取り組み状況及び課題等

本学の建学の精神及び理念・目的を実現するため必要な教育研究組織を設置するとともに、社会からの要請に応じて教育研究組織の充実・発展を図っています。平成17年度の創設時は、医療保健学部(看護学科、医療栄養学科、医療情報学科)でスタートしましたが、その後、大学院医療保健学研究科修士課程・博士課程、東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科修士課程・博士課程、千葉看護学部、和歌山看護学部、助産学専攻科を設置して実践的な教育研究体制を整備し、それぞれの理念・目的に基づき教育研究活動を着実に履行しています。

また、国際的通用性の視点から、これらの教育研究活動の充実に資するために国際交流センター及び感染制御学教育研究センターを設置しています(資料3-1、3-2)。

〔医療保健学部、大学院医療保健学研究科〕

医療保健学部においては、理念・目的に基づき「グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持ち、医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協調して活動を遂行できる幅広い視野を持った人材の育成」に取り組み、看護学科、医療栄養学科、医療情報学科の各教授会、学部教務委員会、学部・研究科運営会議において教育内容・方法等に関し審議を行い、学士課程教育の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めています。

また、3つの学科を擁している利点を生かしてチーム医療の訓練として協働実践演習を行っているのも一つの特徴です。

平成26年度からは、学生の能動的学修を促すための取り組みの一環として「アクティブラーニング実施委員会」を設置し、学生の能動的な学修を促すため教育設備・教材の活用方を推進するとともにその教育成果に関する検証等を行っています。

医療保健学研究科においては、主に臨床経験を持つ社会人を大学院生として受け入れ、理念・目的に基づき「学際的・国際的な視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力、研究・教育・管理能力を持った高度専門職業人の育成」に取り組み、研究科教授会及び学部・研究科運営会議において研究及び教育内容・方法等に関し審議を行い、学問の動向等を踏まえ、大学院教育の改善・充実を図るとともに質の向上に努めています。これまでの取り組みは以下のとおりです。

- a) 平成 24 年度において、助産師資格を有し臨床現場において 5 年以上の経験を有する者を対象として実践力のある指導者を育成するため修士課程に助産学領域を設置。
- b) 平成 25 年度は、周手術医療安全に関する専門的知識及び問題解決能力を有する人材を育成するため周手術医療安全学領域を修士課程及び博士課程に設置。
- c) 平成 26 年度は、滅菌供給に関する専門的知識及び創造的問題解決能力を有する人材を育成するため修士課程に滅菌供給管理学領域を設置。
- d) 平成 27 年度は、社会の変化に応じ適切な医療・看護を提供していくため社会を俯瞰し理論を活用しながら新しい看護実践提供の在り方を見出すとともに、これを理論化し社会や教育現場において説明・実践する高度な看護能力を有するリーダーを育成するため博士課程に看護学領域を設置。また、グローバル化や少子高齢化を迎えて看護とは何かを探究し、看護実践に埋め込まれている知を明らかにするとともに、社会のニーズに対応した看護実践の開発能力の育成を図るため、修士課程に看護実践開発学領域を設置。

〔東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科〕

平成 22 年度開設の東が丘・立川看護学部においては、理念・目的に基づき「看護実践能力、自己啓発能力、キャリア開発能力を備え、高度な判断と実践ができる国際的視野を持った tomorrow's Nurse の育成」に取り組んでおり、連携・協力する独立行政法人国立病院機構本部と運営協議会を設置し、教育研究活動等に関し意見調整を行うとともに、主たる実習機関である同機構東京医療センター及び災害医療センターと臨床実習に関し意見交換を行っています。

連携機関との意見交換を踏まえ、学部教授会において教育内容・方法等に関し審議を行い、学士課程教育の改善・充実を図るとともに教育の質の向上に努めています。

また、国立病院機構との連携・協力を一層推進し看護教育の高度化を図ることを目的に、平成 26 年度に看護学科内に臨床看護学コースに加え、同機構災害医療センターとの連携・協力を得て、地域に寄り添い災害に伴う防災・減災にも適切に対処できる看護師の育成を目的とした災害看護学コースを設置し、入学定員も 100 名から 200 名に増員しています。

コースの授業は、1 年次は国立病院機構キャンパス(目黒区東が丘)において基盤・基礎教育を行い、実習についてはより効率的に履修するために、臨床看護学コースは国立病院機構キャンパス(国立病院機構東京医療センター)で、災害看護学コースは立川キャンパス(国立病院機構災害医療センター)において実施しています。

2 年次以降は災害看護学コースについては立川キャンパスで基盤・基礎教育及び実習を実施しています。なお、災害看護学コースは、立川キャンパスに校舎を増築し平成 32 年度より、1 学年から 4 学年まで看護教育を実施することとしています。

なお、平成 32 年度に、立川キャンパスの校舎が整備されることに伴い、東が丘・立川看護学部を改組転換し、両コースの教育課程を基にした「東が丘看護学部」及び「立川看護学部」を新設する計画であり、入学定員はそれぞれ 100 名の予定です。

看護学研究科修士課程においては、理念・目的に基づき「高度化・先進化・複雑化する医療保健を効果的、効率的に円滑に進めていくためのタスクシフト、スキルミックスに対応できる看護師及び助産師の育成」に取り組む中で、国立病院機構東京医療センター等と協働し救急医療やリスクの高い患者を対象にしたクリティカル領域で「特定行為」も実施できる、より高度の実践能力を備えた看護師の育成、産科医療を支えると同時に「性と生殖のキーパーソン」としての役割を果たすことができる、高度の専門技術・能力を備えた助産師の育成に取り組んでいます。また、看護学の発展・進化及び看護のさらなる質の向上に貢献するため、研究マインドを持って看護学の基礎教育にかかわることができる人材の育成に取り組んでいます。

- a) 高度実践看護コースでは、国立病院機構と連携して医学の知識と高度な実践力を備え患者さんにタイムリーに診療を提供できる、診療看護師(NP)の育成に取り組んでいます。このコースは、保健師助産師看護師法の改正(平成 27 年 10 月施行)により「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として厚生労働省から認定され、21 特定行為区分すべての特定行為を実施できる診療看護師の育成に取り組んでいます。

また、高度実践看護コースの院生や教員等を対象に、日本 NP 教育大学院協議会主催のハワイ研修に参加し、この研修においてアメリカの診療看護師(NP)の活動現場や NP 教育を実施している大学等を視察し、実際に診療看護師(NP)と交流することで、日本における NP 制度の役割や活動、教育、研究の在り方を検討する貴重な情報入手を行っています。

- b) 高度実践助産コースでは、助産師免許取得を目指すプログラム及び助産師の有資格者が、さらに専門性を身に付けられるプログラムにより、周産期医療の質の向上に貢献できる助産師、性と生殖のキーパーソンとしての役割を果たせる助産師の育成を図っています。
- c) 看護科学コースでは、科学的根拠に基づき自然科学をベースにした人の健康につながる研究により、臨床現場で「つかえる」エビデンスを「つくり」「つたえる」ことができる能力や、臨床現場での連携を図りながら看護基礎教育を担える能力等臨床現場においてリーダーシップがとれる能力を備えた研究者、教育者、看護管理者の育成を図っています。

博士課程においては、理念・目的に基づき「看護学の発展・進化及び看護のさらなる質向上を目指し研究マインドを持って看護の実践現場と連携を図りながら、大学での看護学の基礎教育に係わることができる研究・教育者の育成」に取り組んでいます。

看護学研究科においては、今後も医療保健に対する社会・時代のニーズに実践的に対応できる高度実践看護師及び高度実践助産師を育成するため、教育環境(カリキュラム、教員の質、施設設備等)の一層の充実に努めるとともに、国立病院機構東京医療センター・災害医療センター等を主たる実習施設として引き続き国立病院機構との連携・協力を一層強化しつつ教育・研究を推進してまいります。

〔千葉看護学部〕

平成 30 年度開設の千葉看護学部においては、理念・目的に基づき「確かな情報収集能力と倫理観、高度な看護アセスメント能力と看護技術を持ち、地域で暮らす人々の生活を見据えた看護ケアを提供できる看護職の育成」に取り組んでいます。

具体的には、学生は看護学概論として入学後間もない 1 年次 5 月及び 6 月に 2 日ずつ病院等の臨床及び保育園や健康支援センター等の保健施設に赴き、予防から療養に至る看護のフィールドに触れる見学演習を行いました。また、船橋市民を対象とした「ふなばし健康まつり」や日本医科大学千葉北総病院で実施された大規模災害訓練にボランティアとして参加し、看護専門職としての視点をもって地域住民にサービスを提供する態度を学びました。

地域医療機能推進機構(JCHO)との連携・協力としては、医学・医療概論等の科目に JCHO 本部より講師を招聘し、10～12 月には船橋中央病院を始めとする 4 つの JCHO 病院において基礎看護援助実習Ⅰを行うとともに、事前準備として病院看護師を対象とした研修会を開催する等、協働活動を通じた貢献し合う関係性の構築を開始しています。

また、船橋市についても、公衆衛生看護援助論等の科目において、現場担当者を講師として招聘する等連携を開始するとともに、船橋地区において行われる老人体操クラブや母子支援活動への参加を通して学ぶ 2 年次の地域保健活動演習の準備を始めており、地域で暮らす人々の生活を見据えた看護ケアを提供できる能力の育成に取り組んでいます。

次年度については完成年度に向けて着実に教育研究活動を推進していくとともに、大学院開設も視野に入れた教育研究活動の基盤づくりが課題と考えています。

〔和歌山看護学部〕

平成 30 年度開設の和歌山看護学部においては、理念・目的に基づき「豊かな人間性と倫理観、高い看護実践能力を持ち、発展的に地域社会の看護を創造できる看護職の育成」に向け、各領域間で教育内容等の課題を共有し検討するなど教育の質向上に努めています。

具体的には、和歌山県知事、和歌山市長など各方面から 7 名のゲストスピーカーによる講義や学生のグループワークにより地域の理解を深める科目(わかやま学)や地域のボランティア活動を促す科目設定で展開しています。さらに、和歌山県下の看護学生が参加して開催される看護学生フォーラムで学生の希望により発表を行うなど和歌山の医療を担っていく学生としての自覚を促す活動にも取り組んでいます。

日赤和歌山医療センターでの実習開始にあたって実習協議会を発足し、第 1 回実習協議会を開催し学士課程教育における実習教育についての教育内容・方法について説明と意見交換により協力体制を確認しました。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては、近年、医療の発達とともに、高齢出産や合併症を伴う女性が妊娠・出産できるようになり、一方で助産所等での自然な出産を望む女性も増え、多様なニーズに対応できる助産師が求められている現状を踏まえて、周産期医療に対する高度な専門知識を持ち、保健・医療チームと連携しながら、女性やその家族を心身ともに支える助産師の育成に取り組んでいます。

〔国際交流センター、感染制御学教育研究センター、放射線看護研修センター〕

国際交流センターにおいては、建学の精神及び教育理念に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進するとともに、「国際交流に関する基本方針」を定め、これに基づき、教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、海外からの受入れを積極的に行うこと、海外大学等との国際交流協定の締結を推進することにより本学の国際化の推進を図ることとしています（資料 3-3、3-4、3-5）。

なお、国際交流事業の推進に向けて、引き続き、

- a) 学部生のハワイ研修、オーストラリア研修、
- b) 教員・院生の意識啓発を図るため、海外の学術集会等への参加及び学会誌等への研究論文等の積極的な投稿の促進、
- c) グローバル社会において医療機関及び医療関連企業等に勤務する人材に語学力及びコミュニケーション力が求められることから英語等外国語科目の教育内容の充実、
- d) 医療保健学部において「国際看護論」（看護学科）「国際関係論」（看護・医療栄養・医療情報の 3 学科共通）の科目を、東が丘・立川看護学部において「国際看護学」の科目を開講 等

時代の要請に応じた国際水準に適合する医療人の育成に取り組んでまいります。

感染制御学教育研究センターにおいては、医療現場において地球規模で関心となっている医療関連感染症の予防と制御に関わる教育研究の充実・発展に資するため、基礎・応用研究を行い、国内外の感染制御に貢献するとともに感染制御を目指した新たな学問拠点の形成を図ること、さらに大学院の教育研究において医療現場等の感染制御関連分野で活躍する人材の育成に取り組んでいます。

- a) 感染制御実践看護学講座：保健医療機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じて感染制御実践看護師の育成を目的として 6 ヶ月の研修（厚生労働省認定）を実施。
- b) 企業人支援感染制御学講座：医療関連企業等からの要請により企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に研修を実施。

放射線看護研修センターにおいては、日本看護協会から認定を受けた「がん放射線療法看護認定看護師養成課程」を開設し、医療領域等における放射線利用を理解し放射線利用に伴う被爆の最適化等の判断ができ、国民や患者等の放射線利用に伴う安全、安心の確保に専門職として貢献できる看護師の養成に取り組んでいます（資料 3-6）。

【教育研究組織の整備の適切性について】

本学は創設時から 14 年を経過し、建学の精神及び理念・目的に基づき、社会の要請に応えるとともに、教育研究活動等の取り組み状況について継続的な自己点検・評価、外部評価を実施し、その結果を踏まえて教育研究組織を整備しています。

教育研究組織の設置に係る適切性及び整備充実等については、全学自己点検・評価委員会、学部長等会議、学部・研究科運営会議、各学部学科の教授会及び学科会議等において自己点検・評価、検証を行っています。また、外部評価についても全学自己点検・評価委員会が取りまとめる「点検・評価報告書」において明らかになった課題等について、外部有識者で構成するスクリー委員会からの意見表明を踏まえ、改善充実に努めています。

平成 17 年度に 1 学部 3 学科でスタートした本学は、現在(平成 30 年度)は 4 学部 6 学科 1 専攻科 2 研究科という規模に発展しています(P22 図表参照)。

これは、社会の要請に応えるとともに本学の建学の精神及び理念・目的に基づき、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関との連携・協力により教育研究組織を整備し教育の質を確保しつつ、社会に有為な医療人を育成し送り出してきた結果であり、また多面的な自己点検・評価、検証を実施しその意見を踏まえ真摯に改善に取り組み教育研究組織を適切に整備してきた結果であり、一定の評価を頂いているものといえます。

そして、このようなわが国最先端医療を実施する大規模医療機関と連携・協力した実践的教育は本学の強み・特色となっています。

<連携・協力する中核医療機関>

医療保健学部(看護学科、医療栄養学科、医療情報学科)が連携・協力する NTT 東日本関東病院においては、早くから「チーム医療」に取り組んできた実績があり医療専門職の協働の実際について身をもって体験できることが大きな特徴です。また、診療システムを日本で初めて電子化した最先端医療機関であることも実習先として理想的であると考えています。

東が丘・立川看護学部(看護学科)が連携・協力する独立行政法人国立病院機構においては、日本最大規模の病院ネットワーク(全国 143 病院で組織)を持ち、地域医療に貢献する疾病や政策医療に取り組んできた実績と歴史があり、系列の東京医療センター(臨床看護学コース)及び災害医療センター(災害看護学コース)において特徴的な医療や様々な症例を体験できる最適な実習先であると考えています。

千葉看護学部が連携・協力する独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)は、5 事業 5 疾病の他、リハビリテーション、その他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的とした、全国に 57 の病院と付属施設として介護老人保健施設、訪問看護ステーション等を有する大規模な組織であり、急性期医療ばかりでなく地域包括ケアに貢献できる人材を育成するうえで必須な知識と経験とを共有できる貴重な提携先と考えています。

和歌山看護学部が連携・協力する日本赤十字社和歌山医療センターにおいては、救急・災害医療を含む高度医療を提供し、また国際救援活動の拠点としても活動しており、高度医療チームの一員として実践力と知力を兼ね備えた看護師の育成に最適な学習環境が提供される実習先と考えています。

このような本学の教育研究組織の整備については、平成 30 年度受審した大学評価(認証評価)結果において、次のとおり提言を頂きました。

<提言>

長所

- 1) 大学の理念・目的として、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、社会が抱えるさまざまな課題に対し、新しい視点から総合的に探求して解決できる人材の育成等を掲げており、これを達成するために看護学研究科修士課程に高度実践看護コースを設け、診療看護師（NP）の育成に取り組み、厚生労働省から「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として認定されている。また、独立行政法人国立病院機構との連携体制を基盤に、修了生を診療看護師（NP）として全国の基幹病院に輩出しており、社会の要請に応えた専門職の育成に取り組む教育研究組織を編成していることは評価できる。

なお、教育研究組織の整備状況については、自己点検・評価、検証を行った結果を報告書に取りまとめウェブサイトで公表しており、自己点検・評価で得られた本学の教育研究活動等の強み・特色を社会に理解いただくよう効果的な情報発信に取り組んでいます。

図表 東京医療保健大学 開設学部・学科の推移

開設年月日	学部	学科	キャンパス
創設 平成 17 年 4 月 (1 学部 3 学科)	医療保健学部	看護学科	五反田キャンパス
		医療栄養学科	世田谷キャンパス
		医療情報学科	
平成 22 年 4 月 (2 学部 4 学科) 平成 26 年 4 月 (東が丘看護学部 の名称変更)	医療保健学部	看護学科	五反田キャンパス
		医療栄養学科	世田谷キャンパス
		医療情報学科	
	東が丘・立川看護学部	看護学科	国立病院機構(東が丘)キャンパス 国立病院機構立川キャンパス
		臨床看護学コース 災害看護学コース	
平成 30 年 4 月 (4 学部 6 学科)	医療保健学部	看護学科	五反田キャンパス
		医療栄養学科	世田谷キャンパス
		医療情報学科	
	東が丘・立川看護学部	看護学科	国立病院機構(東が丘)キャンパス 国立病院機構立川キャンパス
		臨床看護学コース 災害看護学コース	
	千葉看護学部	看護学科	船橋キャンパス
	和歌山看護学部	看護学科	雄湊キャンパス 日赤和歌山医療センター キャンパス

東京医療保健大学国際交流センター規程

（趣旨）

第1条 本学の建学の精神・教育理念及び「国際交流に関する基本方針」に基づき、実践を重視した教育研究の充実発展を図るため「東京医療保健大学国際交流センター」（以下「国際交流センター」という。）を設置し、国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

（所掌事項）

第2条 国際交流センターは、国際交流委員会と連携して次の業務を行う。

- （1）教職員・学生に係る海外派遣・海外実習の推進に関すること。
- （2）海外からの教職員・学生の受け入れの推進に関すること。
- （3）海外の大学等との国際交流協定締結の推進に関すること。
- （4）全学的な重点プロジェクトに沿った国際共同研究の推進に関すること。
- （5）国際的シンポジウム等の企画・実施に関すること。
- （6）その他、国際交流の推進に関すること。

（構成員）

第3条 国際交流センターの構成員は次のとおりとし、センター長は大学経営会議において任命する副学長をもって充てる。

- （1）本学関係者。
学長、副学長、学部長、研究科長、学科長。
大学経営会議室長、事務局長、研究協力部長、大学院事務長、国際交流コーディネータ。
- （2）大学経営会議において任命する外国大学の非常勤教授等。
- （3）その他、学長が必要と認める者。

（事務局）

第4条 国際交流センターに関する事務は研究協力部が担当する。

（その他）

第5条 この規程に定めるほか、国際交流センターに関することについては、別途定めることとする。

（附則）

本規程は平成24年4月1日から施行する。

本規程は平成25年4月1日から施行する。

本規程は平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学感染制御学教育研究センター規程

（趣旨）

第1条 感染制御学に関わる教育研究の充実発展を図るため「東京医療保健大学感染制御学教育研究センター」（以下「感染制御学教育研究センター」という。）を設置し、国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

（所掌事項）

第2条 感染制御学教育研究センターは、国際交流委員会、国際交流センターと連携して次の業務を行う。

- （1）感染制御学に関わる教育に関すること。
- （2）感染制御学の分野で基礎、応用研究を行うこと。
- （3）感染制御学の発展を目指した新たな学問拠点を形成すること。
- （4）国内外における感染制御学の貢献に関すること。
- （5）その他、感染制御学に関わる（経費含む）こと。

（構成員）

第3条 感染制御学教育研究センターの運営構成員は次のとおりとし、センター長は学長が指名し、大学経営会議において任命する。

- （1）本学関係者。
教員の中から大学経営会議で任命する者。
大学経営会議室長、事務局長、研究協力部長、大学院事務長。
- （2）その他、センター長が必要と認める者。

（事務局）

第4条 感染制御学教育研究センターに関する事務は研究協力部が担当する。

（その他）

第5条 この規程に定めるほか、感染制御学教育研究センターに関することについては、別途定めることとする。

（附則）

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

本規程は、平成29年5月10日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学国際交流委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学国際交流センターのもとに、国際交流委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、国際交流を推進するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 学生の国際交流に関すること。
- (3) 外国の大学等との交流協定に関すること。
- (4) 外国の大学等との共同研究・研究交流に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学経営会議にて任命された教員。
- (2) 大学経営会議室長。
- (3) 事務局長。
- (4) 教務部長。
- (5) 学生支援センター長。
- (6) 研究協力部長。

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前条第1号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は大学経営会議にて任命される。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、審議事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究協力部が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、東京医療保健大学医療保健学部国際交流委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

20、12、10
大学経営会議

東京医療保健大学の国際交流に関する基本方針

- 本学は建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」に則り、「時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える医療関係の課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決できる人材の育成」を教育目標としている。
 - この教育目標に基づき、実践を重視した教育・研究の充実・発展を図るため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとし、「国際交流に関する基本方針」を次のとおり定める。
- 1、教職員・学生に係る海外派遣・海外実習を積極的に推進するとともに、海外派遣・海外実習プログラムの充実を図る。
 - 2、海外からの教職員・学生の受け入れを積極的に行うとともに、これを通して本学の国際化を推進する。
 - 3、海外の大学等との国際交流協定の締結を推進する。
 - 4、全学的な重点プロジェクトに沿って国際共同研究の推進を図るとともに、国際的シンポジウム等の企画・実施を図る。
 - 5、国際交流に係る事業実施及び推進に伴う経費については、補助金その他の外部資金の確保に努める。

海外研修の実施状況（平成 28 年度～平成 30 年度）

＜全学合同海外研修＞ 毎年度各学科において希望する学生概ね 30 名程度が参加。

実施 年度	訪 問 地	訪 問 先 (医療施設、大学等)	内 容
平成 30 年度	オーストラリア・ ゴールドコースト 市 30. 9. 14(金)～ 9. 23(日)	○グリフィス大学 ○ゴールドコースト・ プライベート病院 ○高齢者ケアセンター ○カランビン野生保護園 ○ホームステイ	・英語の授業 ・オーストラリアの医療制度 ・オーストラリアの栄養と県央 ・現地学生とともにオースト ラリアのスイーツの調理 実習・交流 ・病院見学 ・高齢者ケアセンター見学・ 慰問・交流 ・全期間ホームステイ：ホーム ステイを通して異文化理解を 深め、英語力の向上も図る
	アメリカ、ハワイ 州 ホノルル 31. 3. 10(日)～ 3. 18(月)	○ホノルル美術館 ○シャミナード大学看護学部 ○介護・医療施設アロハ ナーシング・リハブセンター ○ハワイ大学護・歯科衛生学部 看護学科シミュレーション センター	・美術を通じてハワイの歴史・ 文化・アート、世界のアート と文化を学ぶ ・模擬患者を使ったシミュレー ション演習 ・アメリカの在宅ケアの現状、 さらに IT を活用した在宅ケア について学ぶ ・学生文化交流：日米相互の 文化を伝えて交流する ・介護・看護施設における介護・ 看護・リハビリ・ホスピス ケアの現状について学ぶ ・介護施設の入所者との交流 ・高度シミュレータを使用した 心肺蘇生等救急時の対応に 関するシミュレーション演習 ・世界の気候変動と医療・食の 調達について学ぶ ・災害時の看護の役割について 考える

実施 年度	訪 問 地	訪 問 先 (医療施設、大学等)	内 容
平成 29 年度	アメリカ、 ハワイ州 ホノルル 30.3.11(日) ～ 3.19(月)	○戦艦ミズーリー記念館 ○シャミナーデ大学看護学部 ○介護・看護施設アロハ・ナーシング・ リハブセンター ○ハワイ大学看護・歯科衛生学部 看護学科シミュレーションセンター ○ハワイ大学自然文化センター	・ パールハーバーにある戦艦ミズーリー記念館を訪問して日本とアメリカの第二次世界大戦終結をめぐる歴史について学ぶ ・ 模擬患者を使ったシミュレーション演習 ・ アメリカの在宅ケアの現状、さらに IT を活用した在宅ケアについて学ぶ ・ 学生文化交流：日米相互の文化を伝えて交流する ・ 介護・看護施設における介護・看護・リハビリ・ホスピスケアの現状について学ぶ ・ 介護施設の入所者との交流 ・ 高度シミュレータを使用した心肺蘇生等救急時の対応に関するシミュレーション演習 ・ アメリカの看護師及び栄養士の役割について学ぶ ・ ハワイ原住民の伝統と食文化について学ぶ

実施 年度	訪 問 地	訪 問 先 (医療施設、大学等)	内 容
平成 28 年度	アメリカ、 ハワイ州 ホノルル 29. 3. 12(日) ～ 3. 19(日)	○ハワイ大学看護・歯科衛生学部 看護学科シミュレーションセンター ○ハワイ大学自然文化センター ○シャミナーデ大学看護学部 ○ビショップミュージアム	・ 高度シミュレータを使用した心肺蘇生等救急時の対応に関するシミュレーション演習 ・ アメリカの医療系大学で使用するさまざまな医療 IT について演習スタイルで学ぶ ・ 世界の気候変動と医療・食の調達について学ぶ ・ 災害時の対応について考える ・ ハワイ原住民の伝統と食文化について学ぶ ・ 模擬患者を使ったシミュレーション演習 ・ アメリカの在宅ケア、とくに IT を活用した在宅ケアについて学ぶ ・ 学生文化交流：日米相互の文化を伝えて交流する ・ ハワイの文化と歴史について学ぶ

東京医療保健大学「放射線看護研修センター」規程

(開設目的)

第1条 医療領域等における放射線利用を理解し、放射線利用に伴う被ばくの最適化等の判断ができ、国民、患者等の放射線利用に伴う安全、安心の確保に専門職として貢献できる看護職を育成し、放射線利用に伴う社会のニーズに応じていく。

(名称)

第2条 本組織の名称は、東京医療保健大学「放射線看護研修センター」(以下「本センター」と称する)とする

(開設場所)

第3条 本センターは以下におく。
東京医療保健大学東が丘・立川看護学部 国立病院機構キャンパス
〒152-8558 東京都目黒区東が丘2-5-1

(開設時期)

第4条 平成30年4月

(事業内容)

第5条 本センターの事業は以下のとおりとする。

- ① がん放射線療法看護の認定看護師の育成
- ② 看護基礎教育において「放射線看護」を教育できる人材の育成
- ③ 放射線・原子力防災に貢献できる看護職の育成
- ④ その他放射線看護に精通した看護職の育成

2 上記事業の運営等については別に定める。

(運営組織)

第7条 本センターの運営組織は以下のとおりとする。

放射線看護研修センター長
教育職員(3名以上)
事務職員(東京医療保健大学東が丘事務部)

(その他)

この規程は平成30年4月1日から施行する。